

一般廃棄物収集運搬業変更許可証

住所 東京都八王子市館町468番地の2

氏名 株式会社完山金属
代表取締役 完山 一範(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業
許可第086号の事業範囲の変更について、下記のとおり許可する。

平成28年 6月 1日

八王子市長 石森 孝志

記

一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず (以上4種類) 家庭系一般廃棄物 臨時ごみ(市が認定したものに限り) (以上1種類)
収集・運搬の区別	収集・運搬(積替え保管を除く)
運搬先	八王子市処理施設
作業場所	八王子市域内
許可証の有効期間	平成28年 6月 1日 から 平成30年 3月31日 まで
許可条件	(1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。 (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ(焼却不適ごみを含む)を混載してはならない。 (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。 (4) 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。

- この決定に不服のある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定(1の審査請求をした場合は、裁決)があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 1(又は2)の場合において、この決定(2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決)の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求(2の場合は処分の取消しの訴えの提起)をすることはできません。